

学校法人成城学園寄附行為

	昭和26年3月6日	認可	昭和26年3月14日	登記
	昭和28年9月17日	一部改正	昭和29年2月15日	認可
	昭和29年11月25日	一部改正	昭和30年1月26日	認可
	昭和35年5月26日	一部改正	昭和35年7月21日	認可
	昭和41年11月28日	一部改正	昭和42年3月29日	認可
	昭和47年10月2日	一部改正	昭和47年10月27日	認可
	昭和50年3月29日	一部改正	昭和52年1月10日	認可
	昭和51年12月23日	一部改正	昭和52年6月24日	認可
	昭和53年1月31日	一部改正	昭和53年2月22日	認可
	昭和53年8月21日	一部改正	昭和53年10月30日	認可
	昭和55年2月4日	一部改正	昭和55年2月21日	認可
	昭和61年10月21日	一部改正	昭和62年3月18日	認可
	平成5年3月19日	一部改正	平成5年5月27日	認可
	平成5年11月8日	一部改正	平成5年12月21日	認可
	平成6年11月7日	一部改正	平成6年12月1日	認可
	平成9年11月11日	一部改正	平成10年3月3日	認可
	平成13年7月2日	一部改正	平成13年7月18日	認可
	平成14年5月30日	一部改正	平成14年8月14日	認可
	平成15年5月26日	一部改正	平成15年7月17日	認可
	平成16年5月27日	一部改正	平成16年11月30日	認可
	平成16年11月11日	一部改正	平成17年3月2日	認可
	平成17年5月26日	一部改正	平成17年8月31日	認可
	平成19年5月24日	一部改正	平成19年9月14日	認可
	平成20年3月17日	一部改正	平成20年7月1日	届出
	平成20年5月22日	一部改正	平成20年8月5日	認可
	平成20年11月13日	一部改正	平成20年12月22日	認可
	平成24年3月22日	一部改正	平成24年5月11日	認可
	平成26年3月27日	一部改正	平成26年5月16日	認可
	平成31年3月28日	一部改正	令和元年5月31日	認可
	令和2年1月16日	一部改正	令和2年3月24日	認可
	令和2年4月20日	一部改正	令和2年7月7日	認可
	令和4年1月27日	一部改正	令和4年4月22日	認可
	令和6年9月30日	一部改正	令和7年2月17日	認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人成城学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区成城6丁目1番20号に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、かつ、学園創立者文学博士澤柳政太郎の教

育精神を受け継いで学校教育を行い、どのような時代、環境にあっても未来を切り拓いていける人材を育成することを目的とする。

(設置する学校及び施設)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、学校及び施設を設置する。

(1) 成城大学 大学院 経済学研究科、文学研究科、法学研究科、社会イノベーション研究科、経済学部 経済学科・経営学科、文芸学部 文化史学科・国文学科・英文学科・芸術学科・マスコミュニケーション学科・ヨーロッパ文化学科、法学部 法律学科、社会イノベーション学部 政策イノベーション学科・心理社会学科

(2) 成城学園高等学校 全日制課程普通科

(3) 成城学園中学校

(4) 成城学園初等学校

(5) 成城幼稚園

(6) 成城学園教育研究所

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名～14名

(2) 監事 3名

2 この法人に、評議員29名を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

(1) 理事長候補理事選任委員会

(2) 学園長候補理事選任委員会

(3) 常務理事候補理事選任委員会

(4) 教職員理事選任委員会

(5) 評議員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事長候補理事選任委員会 現に理事長である理事を除く理事全員及び評議員の互選による者8名

(2) 学園長候補理事選任委員会 現に学園長である理事を除く理事全員及び評議員の互選による者7名

(3) 常務理事候補理事選任委員会 現に常務理事である理事を除く理事全員及び評議員の互選による者7名

(4) 教職員理事選任委員会 理事全員及び評議員の互選による者7名

(5) 評議員会 全ての評議員

3 評議員は全て、前項第1号から第4号までに規定する理事選任機関の構成員のいずれかを務めるものとする。

4 第2項第1号から第4号までに規定する理事選任機関の構成員が当該理事選任機関において被選任候補者となる場合は、当該被選任候補者となる理事選任機関の審議には加われないものとする。

5 理事選任機関の構成員は、当該理事又は評議員を解任された又は退任したときは、当該構成員を退任するものとする。

6 第1項第1号から第4号までに規定する理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

7 第1項第1号から第4号までに規定する理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

8 第1項第1号から第4号までに規定する理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌

し、理事を選任しなければならない。

- 9 理事選任機関の決議は、当該理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第8条第3項に規定する理事長候補理事を選任する場合の決議は、その構成員の数の4分の3以上が出席し、その構成員の数の4分の3以上の賛成をもって行うものとする。
- 10 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事選任機関が評議員会である場合にあっては、理事長。以下この項において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 11 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の組織及び運営に関し必要な事項は、学校法人成城学園理事選任機関組織運営規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長候補理事選任委員会において選任した者 1名
- (2) 学園長候補理事選任委員会において選任した者 1名
- (3) 常務理事候補理事選任委員会において選任した者 1名
- (4) 大学学長、中学校高等学校校長、初等学校校長及び幼稚園園長のうちから教職員理事選任委員会において選任した者 2名
- (5) 大学学部長のうちから教職員理事選任委員会において選任した者 1名
- (6) 事務職員のうちから学園長又は常務理事が推薦し、教職員理事選任委員会において選任した者 1名
- (7) 第31条第1項第2号に規定する評議員に就任予定である者の互選により選出され、評議員会において選任した者 1名
- (8) 第31条第1項第3号に規定する評議員に就任予定である者の互選により選出され、評議員会において選任した者 1名
- (9) 第31条第1項第2号及び第3号に規定する評議員に就任予定である者の互選により選出され、評議員会において選任した者 1名
- (10) 理事会が推薦し、評議員会において選任した者 2～4名

2 前項第4号から第6号までに定める理事は、この法人の職員の地位を退いたときは理事の職を失うものとする。

（理事の資格及び構成）

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

2 理事は、その就任日において満80歳未満の者とする。

3 前項にかかわらず、理事長候補理事選任委員会が第6条第9項ただし書に規定する決議をした場合、理事長候補理事は、1回の再任に限り、その就任日において満80歳以上の者とする事ができる。

（理事の任期）

第9条 理事の任期は、就任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第7条第1項第4号から第6号に定める理事が任期中に解任された又は退任したことにより、その後任として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、2回を限度として再任されることが出来る。ただし、前項の規定にある残任期間については、これを算入しないものとする。

（理事の解任及び退任）

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務等)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。その選定の際、理事長候補理事選任委員会の意向を尊重することとする。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事のうち1名を業務執行理事である学園長とし、理事会の決議によって選定する。その選定の際、学園長候補理事選任委員会の意向を尊重することとする。学園長を解職するときも、同様とする。

4 理事のうち1名を業務執行理事である常務理事とし、理事会の決議によって選定する。その選定の際、常務理事候補理事選任委員会の意向を尊重することとする。常務理事を解職するときも、同様とする。

5 理事（理事長を除く。）のうち学園長及び常務理事を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定することができる。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

6 理事（理事長、学園長及び常務理事を除く。）のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

8 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

9 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

10 学園長は、理事長を補佐し、この法人の教育活動に関わる業務を統括し、この法人が設置する学校全体に関わる教学の連携、共同の遂行にあたる。

11 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の総務、財務を含む学園経営に関わる業務を統括し、こ

の法人の業務の遂行にあたる。

12 理事長に事故があるときは、第5項に規定する代表業務執行理事が選定されているときは、その者がその職務を行う。代表業務執行理事が2名いる場合は、常務理事、学園長の順位に従いその職務を行う。

13 理事長が、理事会の定めるこの法人の業務全般に係る諸施策を執行するために、学園業務執行会議を設置する。

14 学園業務執行会議の組織及び運営その他必要な事項については、別に定める。

(代表権の制限)

第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(理事会の招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事、学園長がその順位に従い理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第27条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示することにより、理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議事録)

第20条 理事会の議事（会議開催の場所（当該場所に存しない役員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により理事会に出席をした場合はその方法等を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項を含む。）については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

3 議事録には、議長、出席した理事のうち議長の指名した理事2名及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ。）し、常にこれを事務所に備え置く。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第21条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第22条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

2 監事は、就任日において80歳未満の者とする。

(監事の任期)

第23条 監事の任期は、就任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、2回を限度として、再任されることができる。ただし、前項の規定にある残任期間については、これに算入しないものとする。

(監事の解任及び退任)

第24条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があつたとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第25条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第26条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第28条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員のうちから、評議員会において選任した者 8名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、評議員会において選任した者 8名

(3) 第4条第1項第2号から第5号までに規定する学校（ただし、大学院は除く。）の学生、生徒、児童及び園児（以下「学生等」という。）の親権者又は親権者の代わりに学生等に関する一切の義務を負うことのできる者（以下「父母」という。）のうちから各学校の長が所定の手続きにより推薦し、評議員会において選任した者 8名

(4) 理事会が推薦し、評議員会において選任した者 5名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第3号に定める評議員は、父母の資格を失った場合でも、その任期中は評議員の職を失わないものとする。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、学校法人成城学園寄附行為施行規則において定める。

(評議員の資格)

第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

2 評議員は、就任日において満80歳未満の者とする。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、就任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、2回に限り再任されることができる。ただし、前項に規定する残任期間については、これに算入しないものとする。

(評議員の解任及び退任)

第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併
(理事の行為の差止めの求め)

第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第38条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(評議員会の開催)

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による評議員会の招集)

第41条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による評議員会の招集)

第42条 第27条第1項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

第44条 評議員会に議長及び副議長各1人を置き、別に定めるところにより評議員のうちから選出する。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を整理し、公平公正な議事進行を司る。

3 評議員会の副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき、その職務を代行する。

4 評議員会の議長及び副議長の任期は、3年とする。ただし、当該評議員の任期を超えないものとする。

5 評議員会の議長及び副議長は、評議員を解任された又は退任したときは、ただちにその任を離れるものとする。

(評議員会の決議)

第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示することにより、評議員会の議決に加わることができる。

(評議員会の議事録)

第46条 評議員会の議事（会議開催の場所（当該場所に存しない評議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により評議員会に出席をした場合はその方法等を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項を含む。）については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち議長の指名した評議員2名及び出席した監事が署名し、

常にこれを事務所に備え置く。

(評議員会への役員の出席等)

第47条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第49条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、就任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第51条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第52条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第53条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第54条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（2）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（3）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（4）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

（会計年度）

第55条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第56条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第57条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第58条 役員又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があつた場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第59条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人

が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第60条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第61条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第62条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(金融資産の保管)

第63条 基本財産及び運用財産中の預金及び有価証券等の金融資産は、確実な金融機関等に預託して理事長が保管する。

(経費の支弁)

第64条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第65条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第66条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第67条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第68条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第74条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場

合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第69条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第70条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第71条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第72条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第73条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第74条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときこれらの書類の内容

(公告の方法)

第75条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第76条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和28年9月17日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和29年11月25日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和35年5月26日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和41年11月28日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和47年10月2日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失

うものとする。

附 則（昭和50年3月29日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。
但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 3 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 4 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 5 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 6 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則（昭和51年12月23日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

- 6 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

- 7 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第7条第1項第3号、第7条第2項、第17条第1項第1号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月31日一部改正）

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て組織変更の登記をした日から、これを施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された役員とする。
- 3 この法人の組織変更当初の評議員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された評議員とする。
- 4 組織変更後のこの寄附行為による役員及び評議員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 5 第2項の役員及び第3項の評議員は、前項の役員及び評議員が選任された場合には、その職を失うものとする。

- 6 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第4条第1項第2号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

- 7 この寄附行為の改正は、認可の日から施行する。

但し、第7条第1項第3号、第7条第2項、第17条第1項第1号の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日一部改正）

- 1 この改正は、文部大臣の認可を得た日から施行する。
- 2 第17条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の3分の1をこえないものとする。

附 則（昭和55年2月4日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日から施行する。

但し、第4条第2項中、学科（名）の変更については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月21日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（昭和62年3月18日）から施行する。

附 則（平成5年3月19日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成5年5月27日）から施行する。

附 則（平成5年11月8日一部改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成5年12月21日）から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年11月7日一部改正）

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成6年12月1日）から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 第17条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の2分の1以内とする。

附 則（平成9年11月11日一部改正）

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（平成10年3月3日）から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に監事の職にある者については、第9条の規定を適用しない。
- 3 第18条第1項第4号の適用については、当分の間、卒業者である者の数は、選出される者の数の2分の1以内とする。

附 則（平成13年7月2日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成13年7月18日）から施行する。

附 則（平成14年5月30日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成14年8月14日）から施行する。

附 則（平成15年5月26日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成15年7月17日）から施行する。

附 則（平成16年5月27日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成16年11月11日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成17年3月2日）から施行する。

附 則（平成17年5月26日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成17年8月31日）から施行する。

附 則（平成19年5月24日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成19年9月14日）から施行する。

附 則（平成20年3月17日一部改正）

この寄附行為は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日一部改正）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成20年8月5日）から施行する。
- 2 第19条第1項第4号、第5号及び第20条第1項の適用については、平成21年1月8日から適用する。

附 則（平成20年11月13日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成20年12月22日）から施行する。

附 則（平成24年3月22日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成24年5月11日）から施行する。

附 則（平成26年3月27日一部改正）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（平成26年5月16日）から施行する。
- 2 第5条、第6条、第7条第1項第1号・第3号、第8条第1項第3号、第18条、第19条第1項第1号・第2号・第3号・第4号及び第6号の適用については、平成27年1月12日から適用する。
- 3 第19条第1項第4号の適用について、卒業者である者の数の制限（選出される者の数の2分の1以内）は、これを廃止する。

附 則（平成31年3月28日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（令和元年5月31日）から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 16 日一部改正）

令和 2 年 3 月 24 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 20 日一部改正）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（令和 2 年 7 月 7 日）から施行する。
- 2 第 5 条、第 7 条第 1 項第 3 号・4 号、第 19 条第 1 項第 5 号の適用については、令和 3 年 1 月 8 日から適用する。
- 3 第 8 条の適用については、令和 3 年 1 月 14 日から適用する。
- 4 前 3 項に掲げる他、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員の職にある者については、従前の寄附行為を適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 27 日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を得た日（令和 4 年 4 月 22 日）から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日一部改正）

- 1 令和 7 年 2 月 17 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項は、令和 7 年 3 月 30 日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、令和 7 年 3 月 30 日に在任する役員又は評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期については、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第 31 条、第 46 条及び第 62 条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、令和 9 年 1 月 15 日を任期とする監事並びに令和 9 年 1 月 7 日を任期とする理事及び評議員である者の任期については、令和 9 年 3 月 31 日まで伸長する。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。
- 6 第 4 項の役員又は評議員が、解任されたとき又は任期の満了、辞任等により退任したときの補充は、この寄附行為の規定によるものとする。ただし、評議員については、その数が第 5 条第 2 項に定める定数を超える数であるときは補充を行わないものとする。
- 7 第 6 条第 3 項に定める理事選任機関の構成員のうち評議員については、第 5 条第 2 項に定める定数に至るまでの間、第 31 条第 1 項に定める区分の評議員の互選により選出する。